



## 許可証別紙

## 1. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	処理能力 (設置年月日及び許可番号)	数量	設置場所
破砕機	400 t / 日 平成元年10月25日設置 平成13年3月27日使用届	1	船橋市習志野四丁目34番1、 39番7、356番3
がれき類保管施設	894.58 m <sup>2</sup> 1446 m <sup>3</sup>	1	
再生碎石保管施設	86.4 m <sup>2</sup> 158.4 m <sup>3</sup>	1	
	110.4 m <sup>2</sup> 202.4 m <sup>3</sup>	1	
	68.4 m <sup>2</sup> 125.4 m <sup>3</sup>	1	
	61.7 m <sup>2</sup> 91.2 m <sup>3</sup>	1	
	91.36 m <sup>2</sup> 87.75 m <sup>3</sup>	1	
金属くず保管施設	8.7 m <sup>2</sup> 4.6 m <sup>3</sup>	1	



## 2. 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の処理及び保管は、1に記載する処理能力を超えて行わないこと。
- (2) がれき類の保管高さは、2メートル以下とすること。
- (3) 破砕に係る作業時間は、午前8時から午後5時までとすること。